

小値賀町議会第1回定例会 (第9日目)

1、出席議員 10名

1	番	近	藤	育	雄
2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	末	永	一	朗
5	番	土	川	重	佳
6	番	小	辻	隆	治
7	番	浦		英	明
8	番	岩	坪	義	光
9	番	伊	藤	忠	之
10	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし



## 議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成26年3月13日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 土川重佳議員 ・ 小辻隆治郎議員 ）
- 第 2 議案第8号 小値賀町町有財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第9号 小値賀町地区住民センター等設置及び管理に関する条例案
- 第 4 議案第10号 地区住民センター等の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第 6 議案第12号 小値賀町過疎地域自立促進計画変更について
- 第 7 議案第23号 小値賀町社会教育委員条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第26号 平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第27号 平成25年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第28号 平成25年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第29号 平成25年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 1 2 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 第 1 3 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会  
計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 町税等の滞納に関する調査特別委員会の調査期限の延期について

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番・土川重佳議員、6 番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第 2、議案第 8 号、小値賀町町有財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第 8 号、小値賀町町有財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明いたします。

町有財産の使用料につきましては、施設ごとに条例や規則で使用料を定めているものを除いて、本条例を適用して使用料を算定しまして、借主と賃貸借契約を交わした上で貸付を行ってまいっております。携帯電話等のアンテナ敷地につきましては、従来の算定方法ではほとんど金額が上がらないことや、農業の畜産振興では景観保全、イノシシ対策にも効果のある里山放牧等、集落が管理する山林等の町有地の貸付に対し、減免等が条例等に明記されていないこと、電柱等について道路占用料徴収条例とその他の町有地の貸付料との整合性がとれていないことがありました。また、消費税が 4 月から 8% となり、今後 10% となることも予定されているところであり、課税対象につきましては賦課した上で貸付料の端数の整理が必要なことなどから、現行条例を見直す必要が生じたので、改正案を提案するものでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 第 4 条で、「(4) 住民グループが行う地域づくり等の活動で町長が特別に認めたとき」とは例えばどういうものがあるのかと、もう一つ提案理由で、「道路占用料徴収条例とその他の町有地の貸付料が整合性がとれていない」、これの例えばの話、例をとってちょっとお示しをお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

「住民グループが行う地域づくり等」と申しますと、例えば商工青年部の夏祭りといった時にもいろんな備品、使うような道具類も町の施設の中に納めております。その他にも、これから少人数のいろんなグループがいろんな特産品の開発とかいったことも試みるかと思えますけれども、そういうものについても場合によっては、当初のうちは減免ということも考えられるのではないかと考えております。それと、道路占用条例との整合性という問題につきましては、例えば山林とか原野とかいったところに電柱が建っている場合、その土地の評価額の100分の4×面積となりますと、10円とか20円とかいった金額しかないものですから、結局そういう手間をかけて納書を発行するだけのものがなくて、場合によっては今までも、そういったものをかけてないケースもございます。そういったことで、ある程度の金額になるように道路占用条例と合わせたいと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 伊藤 議員

9番（伊藤忠之） この2頁の土地の部分で、自動販売機を設置する場合は1年で年間6,000円となっておりますけれども、現在、町有地に設置している自動販売機はどのくらいありますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

正確に今手元に数字は持っていないんですけども、総合運動公園関係と舟瀬の海水浴場、それから役場前の駐車場、そういったところがございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 土川 議員

5番（土川重佳） 第4条でございますけれども、「集落が管理する採草、放牧地、山林等を集落の同意を得て里山に放牧する」という、これは減免措置でございますけれども、使用料つちゅうとは今までの、現状どおりでいいものか、確認のため伺います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

現状のとおりというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号、小値賀町町有財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、小値賀町町有財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第 3、議案第 9 号、小値賀町地区住民センター等設置及び管理に関する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 9 号、小値賀町地区住民センター等設置及び管理に関する条例案について、提案理由を申し上げます。

町が設置した公の施設につきましては、地方自治法第 244 条の 2 の規定を受けまして設置条例として定めておりますが、そのうち地区住民センターにつきましては、竣工以来、自治会活動の拠点として地区の自主運営により長年利用されてきたこともあり、設置及び管理条例が制定されておりました。今回、交付税検査等で県からの指摘も受けまして、次の議案第 10 号による指定管理者制度も導入し、新たに整備するものでございます。

なお、別に従来から地区が所有する公民館がございますが、それとは固定資産税その他行政上の取扱いが異なることとなります。

なお、この条例の施行により各地区にはほぼ現状どおりで、ほぼ実害はないものと思われまます。

以上、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

小 辻 議 員

**6 番（小辻隆治郎）** 今、他の住民センターについては云々かんぬんとおっしゃいましたけど、ちょっともう少し分からないのでご説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

地区住民センター、公民館、呼び方がありますけれども、自治会活動に使う、

各地区が使っている施設でございますが、町有、町の施設として登録すべきものと、従来から地区が所有する公民館としてあるものと、そういった二つの考え方を、今回はっきりさせるといふものでございます。

**議長（立石隆教）** 小 辻 議 員

**6 番（小辻隆治郎）** そうすると、ここの登録にないところは町の施設として登録をしているということですか。

**議長（立石隆教）** 総 務 課 長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

逆でございますが、例えば相津の公民館とか、いろいろ小さな集落は特に木造の公民館を持ってますけども、それは従来からその地区が所有するものということでございます。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

伊 藤 議 員

**9 番（伊藤忠之）** 私も内容がちょっとよく分からないんで、多分間違った質疑をしたいと思いますけども、先ほど町長の説明の中で固定資産税がどうのこうのと言っていたんですけども、地区のセンターについての固定資産税はどのようになっていますか。私の認識不足だと思いますけれども、説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 総 務 課 長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

少し説明が足りなくて申し訳なかったと思いますけども、町の施設であれば非課税ということになりますので、今回提案しております地区住民センター等につきましては、町有施設としてここに設置条例を設けることで、非課税という形をそのまま継続することになります。地区が所有する公民館、厳密に言いますと大浦地区だけは登記上も課税がちゃんとされておりまして、ただ免税以下なものですから税金がかかってないということでございますけども、その他の地区の公民館につきましては、課税をすべきところをやっていないという格好になっております。そこを交付税の検査の時に指摘を受けまして、一旦課税をちゃんとしてくださいと、課税をすることで基準財政収入額として、それはあがってくるはずですということになったわけです。課税をした上で、あくまでも公共的な施設として利用されてるんだから減免しなさいという、そういう手続きをきちんととってくださいということになりましたから、そういう形で今回、提案をさせていただいております。

つまり、交付税を貰う上ではこの地区住民センターを集落のものとしてやると、その分がまた基準財政収入額で入ってきますので、町とすればやっぱり公共的な施設として登録したほうがいくらかでも交付税上は有利かなと考えております。

議長（立石隆教） よろしいですか。 伊藤議員

9番（伊藤忠之） あんまり私もちよっと飲み込めないんですけども、確認のためにお伺いしますが、一応、固定資産税として課税をして、それから後は町のあれで減免対象にして、結局、非課税になるということですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

そういうことをございまして、従来と変わらない形になります。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10時 15分 —

— 再開 午前 10時 15分 —

議長（立石隆教） 再開します。 総務課長

総務課長（中川一也） もう一度説明いたしますけれども、地区住民センターとして今回出している施設につきましては、きちんと公共施設として設置条例を設けるものですから、役場の庁舎とかいろんな公共施設と同じで非課税になります。今までも非課税でしたんですけども、それが条例にきちんと位置づけられていなかったのが、今回条例制定をすることになります。地区がもともと昔から所有している公民館につきましては、本来課税すべきものであったんですけども、課税をしないままずっと使ってきていたということで、そこはきちんと課税をした上で減免手続きをとって、いわゆる課税がかからないような状況でご使用していただくという形になります。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） ということは、指定管理者は地区の会長さんがおそらくなると思うんですけども、会長さんの時は、4月、例えば会長が新旧交代でとか、新しくなった人が来た時にはちゃんと説明するんですね？お願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

現在の会長さん方には一応、文書をお出しして、今回の議会に提案することはお伝えしております。また今度、会長さん代わられますので、4月の会長会の折にもその旨を説明したいと思えます。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） 最初見たときは単純な問題かなと思っただけですけども、いろいろ聞いてみると財政上、基準財政需要額に影響があるのかなんとかで、多少その辺の理由を提案理由の中に入れとってもらえれば分かりやすいのかなと思えます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 説明が少し不足していたかと思えますけれども、こう

いった質問という形で出された時に、もう少し要領良く応えればよかったんですけども、以後分かりやすい説明に努めたいと思います。

**議長（立石隆教）** 先ほどの小辻議員の発言で、基準財政需要額に関係するんじゃないくて、基準財政収入額ですからね。それに関連するということですから。

ほかにありませんか。

近藤議員

**1番（近藤育雄）** 第4条の「使用の許可等」について確認ちょうかお尋ねします。今現在、斑住民センターあたりに業者が入って使うというケースがままあるみたいですけども、この許可をする人は、「あらかじめ町長若しくは指定管理者の許可」ということになっておりますけども、町長に申し出たら許可が出るということもあるんですかね。指定管理者に言わなくても。そこら辺の確認か、実際、運用上のやり方をお聞きします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 一般的に公共施設であることから、町長の、当然、許可というのがありますし、指定管理をするということでは指定管理者と、その両方が考えられるわけですけども、例えば緊急の場合には、緊急かつ公共的なものについては町長が直接許可を出すこともあろうかと思えますし、そうでなくて、例えば地区の収入になるようなケースであれば、それはもう指定管理者が考えて許可をできる。指定管理というものはそういう性質のものだと考えております。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。疑問に思うことはどんどん聞いてください。

近藤議員

**1番（近藤育雄）** 基本的なことかもしれませんが。地区の住民センターという呼称は、私は柳地区、浜津地区、斑地区だけだと実は思ってたんです。というのは柳地区は東地区と西地区とあったり、浜津は前目、後目とあったりするものですから、そういった地域に一つ付けることで住民センターと呼ぶのかと思ってました。この中村地区住民センター、納島地区住民センター、これは呼称の由来というか、そういうものがあったんですか。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

この条例を作った後に書類庫に入りまして、いろいろと過去、古いものは昭和47年のものからずっと見つけだしたんですけども、その時の名称を言わせていただければ、納島地区につきましては集会施設という、納島地区集会施設整備事業という名称になっております。中村地区には申し訳ないんですけども、中村地区公民館新築事業というふうになっております。この条例を整備したところでございますけれども、名称につきましては、中村地区については公民館という呼び方が適当かなと考えておりますが、ちょっとそこは…。住民セ

ンターという名称で、この条例の中では出させていただいております。

**議長（立石隆教）** 今ので分かりましたか。 **近藤議員**

**1番（近藤育雄）** 昨日もちよっと出たんですけど、正式名称と通称というか、中村地区住民センターと呼ぶ人は私は聞いたことがありませんし、中村公民館と言ってますよね。納島も多分、納島公民館と言ってるんじゃないかと。まあそういう感じでちよっと投げかけたんです。六島公民館というのがここにポンとあるもんですから。答えは難しいでしょうけど。分からなければ答えなくてもいいです。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 先ほどちよっと総務課長が説明しましたけど。これは事業名で、町の方が当然、町有財産として作ってるもんですから、事業名で出ているわけですけども。別表で一応ちゃんと番地まで書いてありますので間違えることはないのかなと思いますけども、呼称については呼ぶ人で決まれば、そのように変えることも可能だと思いますけども、この条例の趣旨から言いますと、場所と建物が分かれば条例として充分やれるのではないかと考えておりますので、どうしてもこの名前が気に入らなくて変えてくれという申し出が各地区から出たら、また条例改正をお願いしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **宮崎議員**

**3番（宮崎良保）** お尋ねをします。

この住民センターに関しては町有財産ということで非課税ということですけども、他の公民館については一応課税対象として基準財政収入額に算入して、さらに減免措置をするということで、現状的には変わらないということでありまして。しかし基準財政収入額にそれを算入するとなると、その75%は基準財政需要額から差し引いた分が地方交付税ですよ。それに該当、地方交付税が下がるような感じになろうかと思えます。将来的にそれはちよっと大変なことじゃないのかなと思いますので、今の公民館施設も町の施設として将来的にできるのかどうか、そういう考えはないのか、お伺いします。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** これは確実に、交付税検査でここに公民館があるというのは分かっているわけですね、県のほうも。それを今更「これは町有地ですよ」と言うのもなかなか難しいんだろうと思います。この区別ちゅうのは皆さんも疑問に思ってると思いますけども、新しいのはほとんど町有にしてるんじゃないかなど。各センターの名前見るとですね。だから今から新しく建て直すとか、そういう場合が出た場合に不公平にならないような措置をすることで、順次、町有財産に切り替えていくというのがいいんじゃないかと思えます。そういう

ことで、「これは町有財産です。」と、今言い張るのはなかなか難しいのかなと思っております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号、小値賀町地区住民センター等設置及び管理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、小値賀町地区住民センター等設置及び管理に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第 4、議案第 10 号、地区住民センター等の指定管理者の指定についてを議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長

**町長（西 浩三）** 議案第 10 号、地区住民センター等の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど審議をいただきました 9 号議案とも少し関連をしておりますけども、この公の施設の管理につきましては、地方自治法第 244 条の 2、第 3 項において条例の定めるところにより、指定管理者に行わせることができるという規定がございまして、町内でも数施設につきましては指定管理者を指定しているところでございます。各地区の住民センターにつきましては、先ほども申し上げたとおり、それぞれの集落が自治会の活動の拠点として利用しているところでありますので、それぞれ別表のとおりその地区の、具体的に申し上げますと会長さんですけども、代表として、会長さんとの間で指定管理を行うという計画にしております。そういうことで、期間としましては 10 年間を期間としております。そういうことで、一度契約をしますと、会長さんが代わってもそのままいけるというふうな考えを持っております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

土川議員

**5番（土川重佳）** 指定管理者制度に変わって、今までの公民館にちょっと変動…公民館を使用する場合に今までは、選挙等で、例えば柳等が使用料ちゅうとば貰おったですたいね。ちょっと選挙の、そういう時ですね。それともう一点、今度は公民館とかの屋根替えちゅうて、例えばですね、100万かかりますちゅうて、6:4で割合ばして、ちょっとお金ば出しよったですね。それともう一点、どっちのほうから今度は公民館が壊れたけん、ちょっと修理ばお願いしたいちゅうところの見解をお尋ねいたします。変わる点ですね。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

今言った点につきましては、これから管理協定というのをきちんと文書として纏める形になろうかと思えます。そういった中において、指定管理者との話し合いでそういったことで齟齬が生じないように、細かいところまで決めたいと思えますが、基本的には従来を継続するような取扱いになろうかというふうには考えております。ただ、選挙の時の会場の使用料につきましては、これはもう公共施設ということでございますので、その分につきましては、今後はお支払をしないというふうには、私は考えております。

工事の発注につきましては、修繕工事等につきましては、公共施設ですから、形とすれば町が発注し負担金を頂くというような形になりますので、今までは町のほうから補助金として流していたんですけれども、それが逆になるかなというふうには考えております。ただそれも協定書の中でどういうふうに謳うか、一般的には今言ったような形になるかと思えますが、詳細については今後決めたいと思えます。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号、地区住民センター等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、地区住民センター等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

**日程第 5、議案第 11 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 11 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、提案理由をご説明いたします。

辺地計画の策定、変更につきましては、長崎県との事前協議が必要でございまして、1 月に協議をし、異議ない旨の回答をいただいたところでございます。それに伴いまして、大島辺地総合整備計画の新規策定及び平成 24 年度に策定した辺地総合整備計画を変更する必要が生じたために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第 3 条第 1 項、第 8 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容の主なものを申し上げますと、参考資料をつけておりますが、交通・通信体系整備で渡船建造、産業の振興では小離島の物流効率化のための設備整備と、観光に資する文化遺産関連整備事業や園地の整備事業、教育振興分野で教員住宅整備でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 浦 議員

**7 番(浦 英明)** ただいま町長から説明ありましたけども、大島のところに「観光又はレクリエーションに関する施設」ということで、内容が大島、宇々島の歴史的資源を観光面でも活用できる整備というふうに書いてあるんですけども、この具体的な整備の内容をお尋ねします。

**議長(立石隆教)** 総務課長

**総務課長(中川一也)** お答えいたします。

ここで「観光又はレクリエーション」というふうに書いておりますけども、国の重要文化的景観の中にこういった地域が入っております、そういったも

のを小値賀町が今後、重要文化的景観の保全・管理・活用を図っていくという中であって、今後いろいろな事業が出てくる可能性があるものですから、具体的にはまだそういう細かいところは書いてないんですけれども、辺地計画の中にそういった文言を謳いこんでいないと、その次の事業に入れないということがございますので、あくまで言葉で、そういった格好で入れているところがございます。実際には、例えばそういう文化的価値があるような施設の保全・修理といったことが考えられるかと思っております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **浦 議員**

**7番（浦 英明）** 柳、浜津、納島郷のところに、これも同じく「観光又はレクリエーションに関する施設」というところで、同じような大島、宇々島って書いてあるんですけれども、ばってこれをよく見ておったら、笛吹郷、中村郷のところに記載されておるんで同じような文言が出てくるんで、ちょっとおかしいかなと思ってですね。これについては、五両ダキの園地とかいうのも書いておりましたけれども、お尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

五両ダキ園地整備事業につきましては、県の事業において駐車場とかいったものを整備しようという計画がございますので、そういった事業に対する、当然、地元負担金というものが発生します。そういったものにも過疎債、辺地債という、交付税上有利な起債がつかますので、そういったことでこの事業計画には上げさせていただいております。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** ちょっと補足させていただきます。この同じ文言があちこちに出てきているということだと思いますけども、その「観光又はレクリエーションに関する施設」のところですね、「小値賀諸島の文化的景観」ちゅうのは、小値賀の島とは、承知だと思いますけども、大島も入ってますし柳も入っていると。笛吹ももちろん入ってます。そういうことで、小値賀島の一部ということで、各何々郷、何々郷というところにそのままコピーして貼り付けてあるということでございますので、だから大島、宇々島以外のとは小値賀島ということで、ご理解をいただければいいのかなと思います。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

**松屋 議員**

**2番（松屋治郎）** この笛吹、中村地区ですね。この計画全体では10億越すような金額になってるわけですね。その中に、例えば総事業費が10億8,200万、その中に特定財源が3億6,123万5,000円、一般財源が7億2,076万5,000円、うち辺地債が6億4,550万円となっております、これを計算したら町の負担額が10

億 8,200 万の交付税に対して 2 億 436 万 5,000 円ということの理解でよろしいんでしょうかね。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** この表の見方でございますけれども、事業費の財源内訳として次の二つの欄がございます。一番下の欄で言えば、10 億 8,200 万に対して 3 億 6,123 万 5,000 円と 7 億 2,076 万 5,000 円が、この 10 億 8,200 万になるわけです。それで、そのうち一般財源の 7 億 2,076 万 5,000 円に対して地方債を起す、辺地対策事業債を起すとすれば、6 億 4,550 万になるということでございます。そうすると、この計画どおりであればこの 5 年間でその差額分が一般財源として用意するべきお金でございまして、あとは辺地対策事業債の借り入れに対する償還額が発生するという形になります。額は 7,526 万 5,000 円、そういうことで、5 年間で必要な一般財源は 7,526 万 5,000 円です。

**議長（立石隆教）** どうぞ、質疑してください。 松屋議員

**2 番（松屋治郎）** ちゅうことは、7 億 2,076 万 5,000 円から 6 億 4,550 万を引いたやつプラス 6 億 4,550 万円の 2 割ということじゃないんですか。

**議長（立石隆教）** 町長

**町長（西 浩三）** そうじゃないんですね。事業費が 10 億 8,200 万のうち、特定財源ちゅうのは国・県の補助金が普通です。それと、それを引いた残りを町が一般財源として、普通なら出さんばいかんところですけど、この辺地計画に上がった場合は辺地債が借り入れできるということになりますと、金額がここに上がってますように 6 億 4,550 万円ですね。これから 7 億 2,000 万あまりを引くと、数字的には 7,000 万ぐらいが町の、ほんとに交付税を含めた一般財源から支出をしなければいけない金額になるということです。もう少し言いますと、辺地債の場合が 80% 交付税で見られますので、一般財源は 20% ですけども、普通であれば、この特定財源がゼロであればですね、10 億のうち 2 億が一般財源になるわけですけども、特定財源が入りますので、今言ったように 7,000 万程度が一般財源になるということでございます。もう少し説明が足りませんか？

**議長（立石隆教）** 松屋議員

**2 番（松屋治郎）** 結局、一般財源が 7 億 2,076 万 5,000 円でしょ？これのうちの辺地債ちゅうとが 6 億 4,550 万円。ちゅうことは、この一般財源から辺地債を引いた残りも当然町の負担でしょ？それプラス…プラスはいらんと？6 億 4,550 万円の 2 割はプラスせにゃいかんわけでしょ？ちゅうことになれば 2 億 436 万 5,000 円になるわけですか？これでいいわけですか？それでいいとしたら、10 億もの仕事を 2 億前あとでできるというようなことで、財政のない小値賀町にとって、今後いろいろな事業を行う上では、過疎債・辺地債でこう

いうことを大いに活用して勉強してやっていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございますので、適債性がある事業につきまして  
はできるだけ辺地債でやりたい、辺地債及び過疎債を利用したいと考えており  
ます。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。 近藤議員

**1番（近藤育雄）** 「教育文化施設の整備」についてお尋ねいたします。

総括表を見て言ってるんですけども、設計業務委託が26年度にして、実際の  
解体工事と建て替え、建設工事を27年度にやる予定ということで、新しく入っ  
てますけども、将来ちょっと不足するという確定要因があるということをやっ  
っとお聞きしてますので、その分とですね、今ある松香丘のあそこに集合して  
あるわけですけど、同じ場所を考えておられるのかどうかと、計画について概  
要をお願いいたします。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** お答えいたします。

まず住宅建設の概要と言いますか、必要性ですけども、現在、本町出身ある  
いは本町に嫁がれて、お嫁に来られておられる、実質的な本町出身の教職員の  
方が町内に9名おられます。うち8名の方が自宅からの通勤者です。1名は教員  
住宅に入っております。この町内出身者9名のうち7名の方が、これは県が決  
めることですけども、人事的に今の勤務年数から換算しますと、ここ1、2年の  
うちに7名の地元出身の先生方が退職あるいは転出が予定されます。ですから、  
自宅から通勤されている方がいなくなるわけですから、おのずと教員住宅が足  
らなくなるという状況でございます。次に、造る概要についてですけども、ま  
だ町執行部また財政、建設課等との詳細な打合せは行っておりませんが、  
教育委員会の現在の構想としては少なくとも6棟ぐらいは必要かなと思って、  
概算で予算を上げております。建設場所も近藤議員の質問の中にあつたよう  
ですけども、一応それだけの場所を確保するとなりますと、これも町のほうと充  
分協議が個々必要になりますけども、今、教育委員会で考えておりますのは、  
旧中学校校舎解体跡地、下水道の関係もありますので、そのうちの東側のほう  
にどうだろうか、今構想をしているところです。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。 松屋議員

**2番（松屋治郎）** これは空き家対策の問題もあるんですけど、空き家の利活用  
うちゅう面では考えはないんですか。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** 先日から空き家対策のほう、建設課のほうからの答弁等もありましたけども、本来ならば地元以外から来られた先生方が各地区に分散して、各地区のコミュニティの中に入って町民と触れ合っているのが一番理想なんですけれども、空き家対策の進捗状況と教職員の転入転出の状況が一致すればいいんですけども、多分こちらの教員住宅の不足のほうが多い時期に来るということを想定しております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **伊藤議員**

**9番（伊藤忠之）** この辺地債につきましては5年間の事業ですけど、事業主体についてちょっとお伺いしますが、今までは町とか県とか共同施行とかありましたけども、今回、協議会という名称が事業主体に出てきてますんで、この内容の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

この協議会につきましては、流通コストの削減ということで大島と納島にございますけども、その中で協議をしてもらって、そこに現在、具体的に言いますとユンボですね、を配置するような形ということで、協議会ということでさせていただいております。

すいません、ちょっと言葉足らずでしたけども、補助金を貰う場合に協議会というものを立ち上げて、そこにお金を流すというような形になっておりますので、それで協議会というような格好にさせていただいております。

**議長（立石隆教）** **伊藤議員**

**9番（伊藤忠之）** ということは、例えば納島なら納島、大島なら大島の地区の人と、地区だけで協議するのか、それとも、当然役場も入るんでしょうけども、そっちのほうと協働で協議会を作って、いろんな、例えばユンボを買うにしてもどのような機械がいいのか、まあ一応事業費がここに上がってますけども、それに近いような事業費でやっていくのかということを確認するわけですね。もうちょっと説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

これは小値賀町全部のことで、流通コストの削減ということで、小値賀町流通コスト削減協議会というふうなものを立ち上げておりますので、その協議会に金が入るということでございます。

当然、大島、納島、入っておりますので、そういうことです。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **近藤議員**

**1番（近藤育雄）** その協議会に絡む分なんですけど、一覧表から見て、ユンボを2台、大島と納島関係ですけども、この辺地名が、大島はわかりますね、

ユンボ、大島になってますけど、ユンボの置き場所というんですか、もう一つの納島側のほうが辺地名が柳となっているようなんですけども、これは納島ではないんですよ。確認です。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 辺地名の関係でそういうふうになっておりまして、大島は大島辺地として独立した辺地になっておりまして、納島郷につきましては柳辺地の中に含まれるという形でございます。柳に置くわけではございません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 近藤議員

1番（近藤育雄） はい、わかりました。納島に置くということですね。

別件なんですけど、五両ダキ辺地整備事業負担金。これが27年に整備するであろうということは、以前、町長の説明にもあったと思うんですけども、もう少し具体的な、駐車場とか言ってましたけども、その構想についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） これにつきましては、県のほうに整備をお願いしたいということで、長期的に、要望するのが順繰りで、例えば26年度は野崎が主で、今年25年度は愛宕山をやっております。そういうことで、私もまだ具体的な内容について、ちょっと資料を見ておりませんので、担当のほうにあとで確認して、もし資料があればお示しできるかと思うんですけども、まだこれからの話かなと思っております。そういうことで、そういう答弁にさせていただきます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末永議員

4番（末永一朗） 「地場産業の振興に資する施設」整備になってるんですが、これは加工施設は農業と漁業、水産物等別に分かれて施設は造るとですか。そしてまた水産物を加工する場合、大体概略、どのようなものを加工したいと考えているか、そこら辺の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

農水産物の加工場につきましては、それぞれ別々に、別個にというふうを考えております。水産物はどのようなものを加工するかと言われておりますけども、一応、漁協でそのまま流通しているやつも、勿論考えなければいけませんけども、それ以外に、売れないというか、あんまり高くないやつとか、そういうふうなもので付加価値を付けて作ったらどうかということもありまして、具体的には何をどうするというのは、今から協議をしますけども、そういうふうなことで、あまり価値のないものを付加価値を付けて作りたいなというふうを考えております。

議長（立石隆教） 末永議員

4番（末永一朗） それに加えて、小値賀はやっぱり土産物が不足しているから、その土産物としての加工というとは何か考えていませんか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

農産物も水産物につきましても、特産物の開発も含めて加工場を造るということで計画をさせていただいておりまして、今、担い手公社のほうで土産物も含めて特産物の開発ということで検討しているという段階でございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 1 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 10 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第6、議案第12号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第12号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について、提案の理由をご説明いたします。

過疎計画の変更につきましては、辺地と同様に県との協議が整いましたので、

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の準用規定及び同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容の主なものとしましては、産業振興で離島振興法改正により創設されました離島流通効率化改善事業、観光で県が行う園地整備等、交通通信体系整備では町営船の建造、教育の振興で教職員住宅の更新、地域文化振興で重要な文化的景観保存活用関連事業等、その他風力発電等、自然エネルギーの利用に関することを追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** これは一番最後の頁になるんですが、風力発電施設ですね。これは、この中には風力発電の導入事業、対策事業となっておりますけども、他の自然エネルギーのほうは考えてないんですか。お伺いします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

総合計画においては自然エネルギーというふうに幅広く考えて、特に長期的に考えた場合にいろいろなことが出てこようかと思っております。今回、過疎計画というのは27年度までの予定でございまして、そういった中であっては、他の事業はまだそこまで、近々と申しますか、できるような状況にない。比較的、風力発電であれば場合によっては具体的に、既に近隣の市町でも導入されておりますので、より具体性が高いのかなと考えておるところで、今回の計画には風力発電という格好で載せさせていただきました。

**議長（立石隆教）** 伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** ある程度風力発電で行う計画となりますと、風力発電もいろいろと種類がありまして、皆さんも承知かと思うんですが、宇久島のほうにあったあれとなると景観的にもいろいろと問題が出てくるんじゃないかと思うんですが、最初からそういう問題がある施設を造るっちゃうことはないだろうと思えますけど、他の風力発電に対しての、何かこう、考え方があるんですかね。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 確かに大きい風力発電、風車型の大きな風力発電につきましては、過去においても小値賀町においていろいろな議論がなされたということは伺っております。今回、私達がイメージしている風力発電につきましては、議員の皆さんもいろんな資料を見られたかと思えますけども、小さな実

験タイプの、そういったものを想定しております、通称ヘキサゴンというものを、今私達が掴んでる中では一番具体的なものかなというふうに考えております。今後、いろいろとまた形も変わってくるかと思えますし、そういった中で可能性があるものを、もし導入できるものがあれば、こういった過疎債を利用して導入したいということでございます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **小 辻 議 員**

**6 番（小辻隆治郎）** 今、風力発電でヘキサゴンという言葉が出ましたけれども、我々議会も風力発電に検討し、また行政のほうからヘキサゴンという話が出ましたので、一応、検証というか、九州工大の権威を、先生を呼びまして検証してもらいました。その中で九工大の先生が言うには、何ら実証的なデータがないということで、むしろそういう施設を造れば風のほうが避けていくというような形で、少し、今の時点では判断はできないというような結論になりました。それに上乘せしてまたヘキサゴンか、という話なんですけども、どういうふうにそれは、確か行政のほうも説明会には来たと思うんですけども、その辺についてはどう考えてますか。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** この過疎計画におきましては、可能性のあるものを上げておるところでございます。今言ったように、いろいろと実証データが揃わないものを、そういうリスクが非常に高い中で導入するかといいますと、やっぱりそこはきちんとデータなり、そういったものが揃ってから実際の実施に向けては動くかと思えます。あくまでもこの過疎計画というものは、その時になってからまた変更をかけてするとなると、非常に事業が遅れるものですから、そういったものではいろんな計画の段階で含みを持たせて過疎計画を事前にとっておくというのが、財政の考えでございます。

**議長（立石隆教）** 小 辻 議 員

**6 番（小辻隆治郎）** もう少し内容をちょっと、我々は行政じゃないので分かりませんが、過疎計画を作って、まず県に行くんでしょ？それで県に行ってから国という話になるんでしょ？そのときにはそういう事業内容の説明をずっとしていくと。そして国も承知の上でそれを認めていくという形を取るんでしょ？そうした場合に、そういう、例えばデータを持って来いとかいうような形にはなるんですか？

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

過疎計画の協議につきましては、地元がいろいろ、過疎振興に資する計画を作って、それを県のほうに変更も含めて提出をして協議をする形になります。そういった細かいヒアリングというものは、実際にそういったものを補助事業

でやるときとか、そういった段階にならないと、今議員が言うような、そういう細かい具体的なヒアリング等はございません。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） ちょっとしつこいようですけども、補助事業にしてもらうためには、そういう説明もいるんでしょ？

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） あくまでも補助事業、補助金を貰うような事業につきましては、申請段階からヒアリング等、細かいことまで聞かれます。過疎債事業につきましては、基本的には借金ですから、過疎債対象の事業であれば、基本的には過疎債はルールどおりに付くことになります。ただ、過疎債のあと、執行したあとの事業効果といったものにつきましては検査が入りますので、そういったところで細かい指摘を受けて、場合によっては、そういったルールに違反してれば返還とか、そういったものが生じるようになっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末 永 議 員

4 番（末永一朗） ここに野崎の沖ノ神島様の修復等上げておりますが、前、小辻議員の質問の中で「崩れかかっておるから修復はできないか？」と言った時に、政教分離に係わるから補助金は出せないと。だから氏子、檀家で修復するような答弁ば聞いたって思うんですが、これ、変更になったとですかね。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 22 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 23 分 —

議長（立石隆教） 再開します。 総 務 課 長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

今、末永議員がおっしゃるように、確かに宗教性との問題があるということでそういった答弁もしておりますが、野崎島全体が重要文化的景観っていう、小辻議員が前おっしゃったことも含めて、そういったことで教育委員会の中でもいろんな野崎全体のことを考えているところで、そういった文言がこの中に入っておった関係で、ここにこういうふうに書いておるわけでございます。今言った政教分離の問題を含んでおりますけれども、一方ではそういう、重要文化的景観の構成要素でもあるということで、非常にその中間、曖昧なところでございますので、もしその対象になって、補助金がついて住民の合意形成が得られれば、そういった可能性もあるのかなという思いがありますので、この事業計画の中に含ませていただいておりますのでございます。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 25 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 31 分 —

議長（立石隆教） 再開します。 町 長

町長（西 浩三） 大変申し訳ないですけども、今ご指摘の部分の「変更後」の「その対策」のところの「沖ノ神島神社社殿及び神官屋敷」ということになっておりますけども、これを「沖ノ神島神社神官屋敷」と、執行部のほうで訂正をさせていただきたいと、お願いをしたいと思います。お取り計らい方、よろしくをお願いします。

議長（立石隆教） ただいま町長より「沖ノ神島神社社殿及び神官屋敷」と書いてあるところを「沖ノ神島神社神官屋敷」というふうに変更をしたいと、訂正したいという申し出がありました。これを訂正することにご異議ありませんか。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） これは質疑ですけども、「沖ノ神島神社神官屋敷」は、神官屋敷だけという意味ですね？沖ノ神島神社自体は除くということですか？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 法人が所有している部分については除くという解釈でさせていただきます。

議長（立石隆教） よろしいですか？

それでは、再度お諮りをいたします。

「沖ノ神島神社神官屋敷」というふうには訂正をする旨について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

よって、「その対策」の箇所に書いてある「沖ノ神島神社社殿及び神官屋敷」というのは「沖ノ神島神社神官屋敷」と訂正をいたします。

ほかにございませんか。 近 藤 議 員

1 番（近藤育雄） 頁で言えば 2 頁になるんですかね、「産業の振興」の中の観光のほうです。観光の「その対策」について、5 と 6 が追加されてますけども、6 の「観光スポット及び眺望点の良好な環境を維持するため」とありますが、観光スポットについては大体、認識は共有できてると思いますが、この眺望点というのは、大体、園地あたりを指すと思うんですけども、ここら辺の認識をしたいと思いますので、眺望点の場所を説明していただきたいと思います。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 眺望点については、例えば、議員もご承知かと思うんですけども、斑の夕陽が沈むところとか、その他の観光園地の景観のいいところでございまして、そういったものに、こないだ建設課のほうからもちょっと出てましたけども、ちょっと休憩できるような、そういったベンチの整備、何

か名称をちょっと忘れましたが、そういったものの整備っていうのも今後必要かなと考えておまして、特にサイクリング等で回る可能性があるかと思っております。そういった時に、ちょっとした路側帯の幅が広いところにちょっとしたパークを設けるというようなことも今後想定されますので、そういったことを含めまして変更させていただいております。

**議長（立石隆教）** 近藤議員

**1番（近藤育雄）** はい。園地に限らずということで理解します。これを私が聞いたのはですね、大島郷で有志の方が、あの山なんて言うんですかね、金比羅様なんかですか。あそこの樹木を伐採して、かなり本島側がきれいに見える環境を作ったと聞いております。ただいま、その有志の方の一人がちょっと病気になるかして、リーダーシップをとってる人がいなくなって、以後、眺望は非常に良いので、町でも何とか維持継続してもらえないかなという声があります。そういった点も意識しとってもらいたいなと、これは希望ですけど思います。

**議長（立石隆教）** 答弁要りませんか？

ほかにありませんか。

質疑をしてくださいね。

松屋議員

**2番（松屋治郎）** この前、ウォーキングをやったわけですね。小値賀島の西半分近くをですね。その時に一番困ったのは、黒島地区のトイレやったわけですね。それであそこの公民館を開けてもらってしたんですけど、一つしかないんですね、男女共用の。だからやっぱりそういうところを見たら、トイレなんかも各地よく調査をして設置していただければと思うんですが、どうですかね。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

今後そういった観光客の増加等も含めて、公衆便所の整備というのが必要かとは考えております。ただ、なかなか、トイレを造るっていうのも費用がかかるものですから、よその観光地の話を雑誌等で見ますと、民家でトイレを「どうぞ使ってください。」というような観光地もあるようでございます。そういったことも含めて、ソフトとハードと両面から不足に対応できるような形で整備をしていきたいと考えております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更については、原案のとおり可決されました。

**日程第 7、議案第 23 号、小値賀町社会教育委員条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 23 号、小値賀町社会教育委員条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明をいたします。

第 3 次一括法第 15 条の改正によりまして、社会教育法第 15 条第 2 項及び第 18 条が改められました。それによりまして、社会教育委員の委嘱の基準が各自治体の条例で定めることになったことに伴う関係条例の改正でございます。

今回の改正ではその条例事項に、社会教育委員の委嘱基準が加わったものであることから、社会教育委員について規定しました既存の条例を改正して、社会教育委員の委嘱基準を追加するものでございます。

なお、資料をご覧いただきたいと思いますが、対照表を添付しておりますけれども、左下の改正後の附則の括弧、ここに「（平成 26 年 3 月 5 日条例第 23 号）」というのが入っておりますので、これはまだ可決をされておられませんので、ミスでございますので、説明資料ということで、抹消方お願いしたいと思っております。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

近 藤 議 員

**1 番（近藤育雄）** 委嘱の基準の中の「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という定義をされてますけれども、これは具体的にどういった方を思っておられるのかをお願いいたします。

**議長（立石隆教）** 教 育 次 長

**教育次長（田川幸信）** お答えいたします。

「家庭教育の向上に資する活動を行う者」に関して、どうした方々が該当してくるのかという質問かと思っております。教育委員会のほうでは、要するに地域活

動また家庭、一般、子どもから高齢者までを、町民の全ての範囲を網羅しております。例えば青年連絡会の会長であったり町民の健康増進のためのスポーツ推進員、またお子様方の読書に関する読み聞かせ会の代表であったり、もちろん個人代表、文化連盟の団体、老人の団体長、それらの方々を考慮しております。

**議長（立石隆教）** 近藤議員

**1番（近藤育雄）** 現在、25年の4月から2年間ということで9名の方が活動されていると思います。充て職、充て職と言われてますけど、まあ見たところ適切な方々がなっていると思います。この委嘱の基準ができたことで、私はがらっと認定者が変わるのかなという懸念がありましたけども、基本的に今現在の推薦体制というか、こういった体制はあんまり変わらないんでしょうか？

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** 議員おっしゃるとおり、これまで国の社会教育法に準じてやってきたつもりでありまして、それが自治体のほうへ権限が移行されたということですので、大差ないと判断をしております。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、小値賀町社会教育委員条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、小値賀町社会教育委員条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 46 分 —  
— 再 開 午 後 1 時 30 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

日程第 8、議案第 26 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 26 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算案は、地方債の申請予定額の確定と繰越事業の登録、各事業の精算に伴う減額等が主な内容となっております。

予算書 1 頁第 1 条は、第 1 表『歳入歳出予算補正』のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,930 万円を増額し、補正後の予算総額を 26 億 9,303 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 条は、債務負担行為の補正で、第 2 表に示しますとおり、肉用牛経営規模拡大事業について、当該年度の借り入れ実績がないため廃止するものであります。

第 3 条は、地方債の追加・変更で、第 3 表に示しますとおり、辺地債、過疎債ソフト事業分の変更と、災害復旧債を追加するものでございます。

第 4 条は、繰越明許費の計上で、第 4 表に示しますとおり、漁港事業と農業施設関係災害復旧工事の年度内完成が見込めないため、繰り越すものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。詳細については担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書より、歳入より概要をご説明いたします。

11 款・分担金及び負担金、2 項・負担金、1 目・民生費負担金は、高齢者・障害者住宅改造負担金ほか 23 万 9,000 円を減額し、補正後の負担金の額を 889 万 5,000 円としております。

12 款・使用料及び手数料、1 項・使用料、7 目・教育使用料を 40 万円減額し、補正後の額を 3,455 万円としております。

13 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・民生費国庫負担金を各節のとおり 8 万 3,000 円増額し、補正後の額を 9,113 万 5,000 円としております。2 項・国庫補助金、4 目・土木費国庫補助金 16 万 6,000 円減額、6 目・教育費国庫補助金は中学校校舎解体工事費の減額による学校施設環境改善交付金 220 万円の減が主なもので、242 万 5,000 円を減額。7 目・総務費国庫補助金は輸送コスト支援ほか、離島活性化交付金事業の精算に伴う 599 万 9,000 円の減額で、補正

後の2項・国庫補助金を9,091万円としております。

14款・県支出金、1項・県負担金、1目・総務費県負担金58万5,000円増額。2目・民生費県負担金を91万4,000円減額し、補正後の県負担金を5,368万9,000円としております。2項・県補助金は1目・総務費県補助金で、特別交付税で財政措置されていた地域おこし協力隊について県補助金が創設されたもので、231万2,000円を計上。2目・民生費県補助金を23万4,000円減額。3目・衛生費県補助金に離島医師確保補助金287万5,000円を計上。4目・農林水産業費県補助金は構造改善加速化支援事業補助金で280万9,000円を減額。5目・商工費県補助金を66万円減額。6目・土木費県補助金を4万8,000円減額。8目・教育費県補助金を38万円減額。9目・災害復旧費県補助金を191万7,000円増額し、補正後の県補助金を1億7,029万4,000円としております。3項・委託金、1目・総務費委託金は選挙費委託金で42万3,000円を減額。6目・土木費委託金は17万6,000円を増額し、補正後の委託金の総額を2,173万4,000円としております。

15款・財産収入、1項・財産運用収入、1目・財産貸付収入は、残土土地使用料収入ほか154万2,000円を増額。2目・利子及び配当金を27万2,000円計上し、補正後の額を1,605万9,000円としております。2項・財産売払収入、1目・不動産売払収入49万8,000円を計上。4目・出資金等返還金45万9,000円を増額し、2項・財産売払収入の総額を162万5,000円としております。

16款、1項・寄附金は各目のおり211万7,000円を計上し、補正後の額を212万3,000円としております。

17款・繰入金、2項・特別会計繰入金、5目・後期高齢者医療特別会計繰入金16万1,000円補正し、補正後の額を164万4,000円としております。

20款、1項・町債は、過疎債、辺地債、災害復旧債の補正計上で、各目のおり2,100万円増額し、補正後の町債の額を2億462万2,000円としております。

歳出について申し上げます。

2款・総務費、1項・総務管理費は1目・一般管理費を103万5,000円減額。2目・文書広報費40万円の減額。5目・財産管理費は振興基金への積立金が主なもので、7,141万3,000円の計上。6目・企画費は教育旅行支援補助金とUIターン者向け住宅として購入予定の宮崎町の旧高校職員住宅の購入見送りが主な内容で、584万8,000円の減額。8目・空港費はチャーター運航事業の実績による減ほか、131万2,000円を減額し、補正後の1項・総務管理費を4億5,700万8,000円としております。2項・徴税費は人件費の調整です。4項・選挙費、4目・参議院議員選挙費は各節のおり61万6,000円を減額。5目・県知事選挙費は各節のおり94万3,000円を減額。6目・県議会議員選挙費は各節のと

おり 34 万 5,000 円を減額。補正後の選挙費の額を 852 万 9,000 円としております。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費、1 目・社会福祉総務費は各節のとおり 426 万 1,000 円を減額。3 目・老人福祉費は生きがい活動支援デイサービス事業委託料が主なもので、162 万円を減額。4 目・障がい者福祉費は、扶助費で自立支援給付事業ほか 333 万 1,000 円の増額で、補正後の社会福祉費を 3 億 1,001 万 5,000 円としております。2 項・児童福祉費は 2 目・母子福祉費で児童扶養手当ほか 308 万 3,000 円の減額。3 目・児童福祉施設費は人件費の調整。2 項・児童福祉費の補正後の総額を 6,564 万 8,000 円としております。3 項・生活保護費、1 目・生活保護総務費を 24 万 4,000 円減額し、2 目・扶助費は医療扶助費が主な理由で 440 万円増額し、3 項・生活保護費の補正後の保護費を 5,941 万 2,000 円としております。

4 款・衛生費、1 項・保健衛生費、1 目・保健衛生総務費 164 万 2,000 円増額。2 目・予防費を 88 万 3,000 円減額。4 目・健康増進費を 9 万 2,000 円増額し、補正後の保健衛生費の総額を 1 億 3,741 万 6,000 円としております。2 項・清掃費、1 目・塵芥処理費は人件費の調整でございます。

5 款・農林水産業費、1 項・農業費、1 目・農業委員会費を 12 万 6,000 円減額。2 目・農業総務費は人件費の調整で、3 目・農業振興費で 958 万 2,000 円の減額は 13 節・委託料、19 節・負担金、補助及び交付金でイノシシ関係の有害鳥獣関連事業、流通効率化・コスト改善事業、担い手公社のハウス建設事業費の減額が主なものです。4 目・畜産業費を 99 万 1,000 円減額し、1 項・農業費の補正後の総額を 2 億 878 万 1,000 円としております。2 項・林業費を 67 万 2,000 円減額し、補正後の額を 2,619 万 3,000 円としております。3 項・水産業費、2 目・水産業振興費は、19 節・負担金、補助及び交付金で 21 世紀の漁業担い手確保推進事業費補助金、離島流通効率化・コスト改善事業費補助金ほかの精算に伴う減額と、水産バイヤー・トレード事業の 150 万円の追加計上が主なもので、654 万円の減額補正。3 目・水産施設費、4 目・漁港管理費は財源組替、5 目・漁港建設費は設計業務委託料と工事費の節間組替で 4 万 2,000 円を減額。補正後の 2 項・水産業費の補正後の総額を 1 億 9,405 万 2,000 円としております。

6 款、1 項・商工費、1 目・商工総務費、2 目・商工業振興費はいずれも財源組替。3 目・観光費を 30 万円減額。4 目・じげもん振興費は特産品加工場調査設計委託料 200 万円の減額で補正後の商工費を 9,487 万円としております。

7 款・土木費、1 項・土木管理費、1 目・土木総務費を 23 万 4,000 円減額。2 目・景観計画費は財源組替で補正後の土木管理費を 1 億 7,450 万円としております。2 項・道路橋梁費、2 目・道路維持費を 51 万 3,000 円減額し、補正後の額を 2,398 万 6,000 円としております。3 項・住宅費は財源組替でございます。

8 款、1 項・消防費、1 目・非常備消防費は広域消防負担金ほか 240 万 6,000 円を減額し、2 目・消防施設費は防火水槽整備工事の精算ほか 114 万 9,000 円の減額で、補正後の消防費を 8,330 万 4,000 円としております。

9 款・教育費、1 項・教育総務費、2 目・事務局費を 2 万 2,000 円増額し、補正後の総額を 3,130 万 9,000 円としております。2 項・小値賀小学校費、1 目・学校管理費は財源組替、2 目・教育振興費を 3 万 9,000 円増額。補正後の総額を 1,672 万 9,000 円としております。4 項・小値賀中学校費は小値賀中学校校舎解体工事費の精算による 400 万円の減額で、補正後の額を 7,032 万 8,000 円としております。6 項、1 目・幼稚園費は人件費の調整で 11 万 5,000 円減額。補正後の額を 2,583 万 9,000 円としております。7 項・社会教育費、1 項・社会教育総務費を 35 万 8,000 円減額。2 目・公民館費を 53 万円減額。4 目・歴史民俗資料館費を 8 万 1,000 円、5 目・文化財保護調査費を 20 万 2,000 円、7 目・世界文化遺産登録推進事業費を 78 万 5,000 円それぞれ減額し、社会教育費の補正後の額を 7,195 万 4,000 円としております。8 項・保健体育費、1 目・保健体育総務費を 88 万円減額。2 目・学校給食費は給食施設設計委託料の減が主なもので、484 万円を減額。補正後の保健体育費の額を 2,411 万 3,000 円としております。

10 款・災害復旧費、1 項・農林水産災害復旧費、1 目・農業用施設災害復旧費を 230 万円減額し、1,470 万円としております。

11 款、1 項・公債費、1 目・元金を 5 万 5,000 円補正、2 目・利子を 122 万 4,000 円減額し、補正後の額を 3 億 4,066 万 7,000 円としております。

12 款・諸支出金、2 項・特別会計繰出金、1 目・渡船事業特別会計繰出金を 122 万 8,000 円減額し、補正後の額を 1,428 万 2,000 円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 11 款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 第 12 款・使用料及び手数料

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 第 13 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次へ移ります。

第14款・県支出金

伊藤議員

9番(伊藤忠之) 1目の総務費の県補助金の中で、先ほど説明の中で、県から入った分と、もちろん県支出金だから入るんでしょうけども、これは今頃、増額になってますけど、その理由は何でしょうか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 権限委譲交付金の件ですけれども、これにつきましては、県漁港施設管理施設使用料の徴収に係る分が増えております。

申し訳ありません、間違ったところを言っております。

県補助金の件ですけれども、これが25年度途中で制度が新しくできて、今までは特交措置されていたものが25年度の途中から県の補助金で見えるようになって、残りを交付税等で見るということになっております。今、この補正5号に積んだ理由は、年度途中でそういうふうになったものですから、そういうことで予算計上を今回のタイミングでやっております。

議長(立石隆教) よろしいですか。その途中っていうのはいつ頃か聞かなくていいですか？

ほかにございませんか。

伊藤議員

9番(伊藤忠之) 同じく衛生費の県補助金の中で、離島医師の確保補助金の増額の内容の説明をお願いします。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) お答えいたします。

この離島医師確保補助金につきましては、県内の長崎県病院企業団が運営する病院がある市町を除く離島振興法の適用地域で、診療所が設置されてる市町に対しまして、医師給与に係る経費の一部を補助するものでございまして、一般会計から繰り入れを行っていること、医師の年間平均給与月額が基準額を超えていることなどの条件がございまして、今年度この補助金が認められました理由としましては、一般会計繰入金が増えたことと医師の給与が基準額を上回ったことが大きな理由となっております。今回補正で増額させていただきましたけど、補助金の申請が8月で決定が12月ということでございまして、今回補正させていただいております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第15款・財産収入

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第16款・寄 附 金

伊 藤 議 員

9番(伊藤忠之) 4目の衛生費寄附金で、医療施設の建設寄附金が大幅に増額になってますので、これの件数をお願いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

44件でございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。ふるさと寄附金もありますよ。ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第17款・繰 入 金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次へ移ります。

第20款・町 債

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第2款・総 務 費

総務費、ありませんか。

小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 先ほどちょっと説明を聞いてたんですけど、分かりにくかったの。17頁の企画費の中の17節、宮崎町の旧高校職員住宅が減額になってますけど、これはどういう理由やったですかね。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 当初予算を計上したときには、宮崎町の高校住宅の敷地と建物の両方を町が全部買おうと思ったんですけど、土地が高いというイメージがあったんで、今年はもうちょっと値段交渉ができないものかということで、土地の購入について留保したところでございます。そういうことで、その分が減額になっております。

議長(立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) 値段交渉でその可能性はあるのですか？

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 県のほうも鑑定士を入れたりして、いろいろやっておりますので、なかなか厳しいとは思いますが、その辺は町長にも働いていただいて、できるだけ安く買いたいと思っております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

松 屋 議 員

2 番（松屋治郎） その場合、今建ってる建物はもう町が買ったわけでしょ？土地についての賃借料というのは発生するんですか？それはどうなりますか？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 土地の賃借料が発生いたします。そういうことで、賃借料等の絡みでいくと、長くそのまましておくのはあまり得策ではないのかなと考えておりますので、その問題については 26 年度中に結論を出したいと思っております。

議長（立石隆教） 松屋議員

2 番（松屋治郎） 賃借料っていったら、月どれくらいになりますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今、手元に資料が見つかりませんので、後ほど答弁したいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 近藤議員

1 番（近藤育雄） 16 頁、一般管理費の中の職員手当についてお尋ねいたします。時間外手当を 120 万ほど上積みしてありますが、これで時間外手当が 610 万ということになると思いますが、要因をお尋ねいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 時間外につきましては、極力、職員の健康管理の上からでも抑えたいというところがございますけれども、なかなか職員の数が少ない中で、かなり仕事量が全体的に膨らんでというふうな感じを持っております。例えば土曜・日曜も必ず運転しなければいけない施設等において、振替をできるだけとるようにはしてるんですけども、どうしても人数的に回らないときには時間外が発生すると。そういうことや、あと災害等の夜間の待機、それから土曜・日曜に町内町外イベントとして、それに従事する担当職員、そういったものが時間外として発生しております。

議長（立石隆教） 近藤議員

1 番（近藤育雄） 作業した、仕事をしたということについて適正に払われているということで理解していいんですね？サービスとかないとか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） この時間外につきましては、時間外の命令を管理者のほうが出すということになっておりますので、その命令をした分につきましては、時間外ちゃんと適正に処理しております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 伊藤議員

9 番（伊藤忠之） この増額はですね、職員手当の関連質問ですけど、今年度中に 3 回ほど選挙があったですたいね。その関係で、その選挙に対する時間外手当はもう当初予算の中で組んであったんですかね。私は、この時間外手当

の 120 万は、選挙で使ったあれかなと思ったんですけども、説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 選挙費につきましては、特に国政選挙、県の選挙、委託金というものがちゃんと見られておりますので、選挙費のほうでそういった経費も含めて予算計上しております。

時間外を最初、当初予算に計上する金額の妥当性というところがあるんですけども、給料総額に対するパーセンテージで当初に時間外を大体、予定しております。その中で収まるように努力したいところなんですけども、年度末になると特に確定申告等で税務職員、それから過去の担当職員、そういったものも動員して集中的にやったりする関係もありますので、そういったことも含めて時間外が不足を生じたというところがございます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次へ移ります。

第3款・民生費

小辻議員

**6番（小辻隆治郎）** 20頁の2目、扶助費ですけども、児童扶養手当が300万あまり減額になってます。当初は814万9,000円、それから3号補正で115万ですかね、プラスされて、今度は減額になってますけど、どういう理由でしょうか。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

この児童扶養手当の事務については、福祉事務所ができたために県のほうから移管された事業でございますけども、当初4月から3月の間で支給する分をこの会計のほうで支出するというで聞いていたもんですから、そういうことで予算計上をいたしておりました。それも見込んで補正で増額ということをさせてもらったんですけども、最終的には4月分については過年度分といいますか、そういうような取扱いをするので、県のほうが既に支払い済みだったというようなことが、先頃判明いたしまして、この分、4月に支給した分を、今回、減額しなければならなくなりましたので、328万3,000円の減額補正というふうにさせていただいております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

民生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次へ移ります。

第4款・衛生費

衛生費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第5款・農林水産業費

近藤議員

1番(近藤育雄) 23頁、2目・水産業振興費の中の19節・補助金ですね。新しい言葉と思うんですが、水産バイヤー・トレード事業、この事業の中身、説明をお願いします。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) お答えします。

この事業につきましては、事業名につきましては新しくお耳にするかと思うんですが、以前「値賀咲」のブランド化したときにですね、値賀咲のタグを付けますよね？そのタグを購入するための事業でございます。事業費は一応、600万ということで見込んでおります。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

伊藤議員

9番(伊藤忠之) 同じく水産振興費の補助金の中で、21世紀と漁業用燃料、それと離島流通効率化ですね、いずれも減額になっております。このまま燃料と流通コストのほうはたぶん、正月から時化が続いて沖に出れなかったかなと、そのための削減じゃないかなと私は思ってますけれども、この3つの減額が関連して、これからの漁業の後継者とか現在の漁業の経営に関して、どのように執行部は捉えているのか、お願いします。

議長(立石隆教) 町長

町長(西浩三) 今の一番上の21世紀の漁業担い手確保推進事業は、ご承知のように漁業の担い手がいなかったということの減額ですので、これまた26年度も予算化をしております。機会を捉えて、何とか後継者を作っていきたいなと思っております。その下の分につきましては、おっしゃるとおり時化のために出漁しなかったと。それに伴いまして漁獲も上がらなかったということで、一番下の効率化のほうは運賃補助でございますので、そういう事情になってるかと思えます。そういうことで、来年度も、新年度も引き続き10円の補助は続けるようにして、これは特別委員会の時も説明があったかと思えますけども、新年度に、まだ確定はしておりませんが、もう少し、燃油については国のほうで手当をしていただけるんじゃないかと思っておりますし、県のほうも、この前、一時小値賀に見えたときには非常に難しいという話をされましたけど、その後いろいろありまして、県のほうも応援をしてくださるそうでございます。そういうことで、国・県と一緒に、なるべく漁に行ってもらうように、海に出なければ漁獲高が上がらないわけですので、そういう努力をしていきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 伊藤議員の質問に関連して、その 21 世紀ですけども、今回はまた担い手がいなかったということなんですけども、新たな方策というのは考えてますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

新たな方策といいますか、どのような施策をしても後継者がいなければ何もならないわけですので、その点につきましては、各生産者という話をして、なるだけ U ターン者、後継者を残すように、話し合いを持っていきたいというふうには考えておりますし、この県補助事業につきましてもこれまでどおり、町長が今、答弁しましたけども、続けていきたいと考えております。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 確かにいろんな努力はなさっておるのは、まあ少し分かりますけども、ただもう、50 歳以下が 13 人ぐらいしか正組合員ではないという事実を、非常に深刻というか、今後の漁協経営にも影響を与えるのかなと判断します。そういう意味では、この燃油高騰、そして流通コストもいいんですけども、むしろこの担い手のほうをいかに育てるか。担い手がいないと燃費の補助金、流通コストの補助、いずれも話しにならないという状況になってきます。ともかく生産を上げるためには担い手が必要だということで、こっこのほうに一つ重点を置いてもらいたいと、私は思います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 全く同感なんですけど、今のところ手詰まりといいますかね、漁協とも相談はしてるんですけども、技術的に農業と比べていろいろと問題点が多いのも、皆さんご承知のとおりなんです。それで、突拍子もないことを言うかもしれませんが、漁協に海のタクシーといいますか、ご承知のように基本給だけで、あとは歩合給ですね。そういうのを、お年寄りが辞めたときの船を漁協のほうで買い取って、ある程度、給料を払わないと、今の人は自分が一から生活をたてていくという考えを持つてる人は意外と少ないようですんで、タクシー会社でいえば当然、タクシーは事業主が準備するわけですから、そういう方法はとれないのかなという考えを持っております。ただこれも、車を運転して 2 種免許を持ってればいいっていうのはちょっと状況が違いますので、今のところ、先ほども言いましたように、ちょっと手詰まりの状態、漁協の耐力の問題もあると思いますんで、なるべく早く手を打たなければいけないというのは思っておりますので、議員さんたちでも何か良い知恵があればどうぞ、ご提案をお願いしたいと思っております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

松屋議員

2番（松屋治郎） この燃油に関しては、前年度、議会としても東京に陳情に行き、そういうようなことの実情も話して何とかできないかという陳情もしたわけですが、この前テレビで見てたら、中国です。これは漁船の建造費も補助する、燃油も補助する、それである時は海南島中心だったんですけど、北緯12度以下に日のうち半分行ったら3万3,000円の補助金を出すと。船も補助金、油もほとんど補助金、おまけにその海域まで行けば更に日当も出すというような政策をとってるわけですね。今の日本みたいであれば、EEZの近くまで行く漁師がいなくなりよる、そしたら向こうがどんどんやってくるという実情を、もう一回、県やら国とも相談しながら、もうちょっとどうにかならんかという対策をとってもらいたいんですが、いかがですか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） おっしゃるとおりだと思います。そういうことで、離島振興協議会っていうのが、関係市町が11かの市と町が入ってる協議会がありますけど、その中でも、今松屋議員がおっしゃるようなことは国のほうに要請してるわけですが、何せ漁業者という数は日本では圧倒的に少ないものから、なかなか、今中国あたりがやってるような思い切った政策がとれないようでございます。今いろいろ、水産庁の話も聞いてるわけですが、まだまだこの磯焼け、小値賀町では大変なことだと思ってるんですけど、全国的な大きな問題にはされていないような気がします。我々も会議の時には水産庁に直接話をしてみるんですけど、なかなか全般的な動きにはならないというようなことで、これからもそういう要請活動は県を巻き込んで、国のほうにしていかなければいけないんじゃないかと考えているところです。なかなか今のところ、思い切った施策がとれないというのが現状でございます。

議長（立石隆教） 議案の質疑のほうにお戻りください。

このまま行くと、どんどんその方向に行きそうなので、お戻りください。

ほかにございませんか。農林水産業費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第6款・商工費

商工費、ありませんか。

伊藤議員

9番（伊藤忠之） 4目のじげもん振興費の中でお伺いします。これは設計委託料が200万ほど減額になってますけども、これはもうちょっと内容を詳しく、ただ単に入札があつて安くなったとかいう簡単な答弁じゃなくて、もうちょっと内容のある答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

この特産品加工場調査設計委託料につきましては、建設に係る分の詳細をよく詰めまして、次年度の26年度で計上させていただきたいということで、今回、全額を減額させていただいております。

議長（立石隆教） 何故そうなったのかというのも説明しといてもらわないと…。

総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

特産品につきましては、今特にピーナッツ、落花生が主なものということで、旧斑小学校の校舎及び体育館を使って、そういった増産体制を作ろうというふうに考えたんですけれども、そのためには、基本的にはやっぱり専門家に頼まないと全然仕事が前に進まないということで、調査費という名目で補正予算で計上したところでございますけれども、耐震の問題が出てきておまして、そういった施設をそのまま使うということに対しては、補助事業等にのれないんじゃないかということになって、場所の問題からもう一遍、再検討をしなければいけないということで、どうしても25年度にはそういった作業に入れそうにないということで、今回落とさせていただきました。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） ということは、26年度にやるということですね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） そのとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第7款・土木費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第8款・消防費

消防費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第9款・教育費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第10款・災害復旧費

伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** 農業用の施設の災害復旧費ですけども、これは先ほど第4表ですかね、繰越明許費で出てくるんですけども、工事等とは思いますが、減額の内容の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

この災害が、施設が2箇所、農地が5箇所、農地災害があったんですけども、この予算計上時には一応、実施設計はまだ組む余裕がありませんで、国の査定を受けるんですけども、査定設計書というのを参考にしながら予算組むんですけども、査定設計書っていうのが総合単価っていうので、コンクリートブロック積みだったら平米3万5,000円とかいうふうな簡易な、早い設計書の積み方を丸めて大まかにやっていくんですけど、それで査定設計書を作るんですけども、それを実際設計に、実施設計をしたら、要するにそれよりも少し低くなったという減少がこれには起きております。それと、入札の執行残が少し出てきたということで、減額になっております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第11款・公債費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次へ移ります。

第12款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** 27頁の、歳出のほうで学校給食の委託料。これは他の議員さんが聞くのかなと思って待ったんですが、すぐ移りましたんで。この設計委託料が半分減額になっております。これはですね、一つ慎重な答弁をお願いします。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

この学校給食の設計委託費ですけども、入札をかけた上で、約50%よりちょっと下がったような状況で入札がありました。落札されたんですよ。それで低入札ということで調査をかけた上で、その落札した業者さんに一応、調査をかけるようになっておりますけれども、どういうふうな見積もりをしたのかという調書を提示させたり、その業者さんの手持ち工事がどのくらい持ってい

るものかとか、あと技術者の配置がどういうふうになっているかという調査をかけた上で、また更にこの会社に事情を聞きましたところ、同じように長崎で伊良林小学校かどこかの給食室の設計を、同じような、大体 200 食ぐらいの設計を 1 年前ぐらいにやった経緯がありまして、かなり資料があるということでそういう見積もりをしたというお返事を貰って、あと調査をかけたところ大丈夫だろうということで落札ということで、ここに契約をした次第です。

**議長（立石隆教）** 伊藤 議員

**9 番（伊藤忠之）** 建設課長の答弁ですけども、やはり 2 回、3 回と慎重に検査して、ある程度、落札率がものすごい最低になると、反対にこっち側が疑ってかからんばいかんようになってきますから、そのために、2 回から 3 回慎重に調査をしたということですね？それで間違いはないですか？

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

それで間違いありません。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** では、先ほど保留していた答弁について、答弁をさせます。

総務課長

**総務課長（中川一也）** 先ほど、住宅の土地の賃借料の話が出まして、お答えを保留しておりました。月額 2 万 2,800 円でございます。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

次に、第 2 表『債務負担行為補正』について、ご質疑願います。

5 頁ですね。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次へ移ります。

第 3 表『地方債補正』について、ご質疑願います。 浦 議員

**7 番（浦 英明）** 小値賀交通の運行費補助ですね。これが限度額が 700 万で、今回補正後に 800 万というふうに上がっておりますけども、当初予算で 700 万と今回の補正で 200 万組んで 900 万になるわけなんですけども、今度は限度額が 800 万となっておりますんで、ここがちょっと私、分からないので尋ねます。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 過疎債を事業費の金額に対して、どれだけ充てるかということがございまして、過疎債ソフトの県内での小値賀町の枠というのがございます。そういう中であって、ずっと年度途中、事業の執行状況を見ながら

各種の事業に割り当ててるところなんですけど、比較的定額で最初から金額が見込めるものと、事業費が補正で膨らんでいくものと、逆に最終的に落ちるものと、いろいろございます。少なくともこの過疎債が過充当になるっていうことは、非常に、国のほうから「絶対にそういうことはしないようにしてくれ」というのが基本的な方針なものですから、少しずつ充てていって最終的にはっきりした段階でその配分を全ての事業に、見ながら充てるということをするものですから、そういった中で、事業費に対して内数で過疎債が充当されるということでございます。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**7番（浦 英明）** これは町債のどこ、歳入のどこで聞けば良かったんですけど、この運行費補助は850万になっとるわけですね？それで700万と、今回の200万と合わせれば900万になるわけですけども、他にもまた使うところがあったんでしょかね。850万を越して900万になってますね。ここで聞くべきじゃないかもわかりませんが。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 失礼いたしました。ここはですね…。後ほどお答えいたします。

**議長（立石隆教）** しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 27 分 —  
— 再 開 午 後 2 時 29 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

総務課長

**総務課長（中川一也）** 大変失礼いたしました。

予算書14頁の説明欄が、申し訳ありません、一つ抜けておりました。過疎債ソフト分で空港の利活用に、過疎の活性化交付金を充てておりますけれども、その補助裏に過疎債を充当しております、その金額が100万円ございます。そういうことで、その空港の利活用チャーターの運航に係る分で100万、それと先ほどの小値賀交通の分で100万。その二つの分がこの14頁の200万の増でございまして、説明欄が一つ抜けておりました。申し訳ありません。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に、第4表『繰越明許費』について、ご質疑願います。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 26 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 26 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 26 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 9、議案第 27 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 27 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明をいたします。

このたびの補正は、歳入では国・県及び各種交付金等の変更申請によります額の調整、一方歳出では、保険給付費の実績と見込み推計によります増額及び共同事業に係る拠出金の確定による調整が主な内容でございまして、予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,133 万 6,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,610 万円とするものでございます。

詳細については担当より説明させますが、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** 住 民 課 長

**住民課長(吉元勝信)** それでは、事項別明細書 7 頁から説明をいたします。

歳入では、1 款、1 項・国民健康保険税、1 目・一般被保険者国民健康保険税で、各節記載のとおりの内容で 534 万 6,000 円を減額。2 目・退職被保険者等国民健康保険税を各節のとおり 129 万 9,000 円減額し、1 項・国民健康保険税の補

正後の総額を 8,088 万 2,000 円としております。

3 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、2 目・療養給付費等負担金を 365 万 3,000 円減額。3 目・高額医療費共同事業負担金を 75 万 7,000 円減額。4 目・特定健康診査・特定保健指導負担金を 83 万 1,000 円減額し、1 項・国庫負担金の補正後の総額を 7,421 万円としております。2 項・国庫補助金、1 目・財政調整交付金は各節のとおりで 215 万円増額し、2 項・国庫補助金の補正後の総額を 4,213 万 3,000 円としております。

4 款、1 項、1 目・療養給付費負担金を 24 万 4,000 円増額し、1 項・療養給付費負担金の補正後の総額を 1,376 万 9,000 円としております。

5 款、1 項、1 目・前期高齢者交付金は 1,703 万 3,000 円増額し、1 項・前期高齢者交付金の補正後の総額を 1 億 3,380 万 4,000 円としております。

6 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・高額医療費共同事業負担金は 75 万 7,000 円減額。2 目・特定健康診査・特定保健指導負担金を 83 万 1,000 円減額し、1 項・県負担金の補正後の総額を 382 万 6,000 円としております。2 項・県補助金、1 目・財政調整交付金は 68 万 9,000 円減額し、2 項・県補助金の補正後の総額を 2,791 万 2,000 円としております。

7 款、1 項、1 目・共同事業交付金を 293 万 8,000 円減額。2 目・保険財政共同安定化事業交付金を 1,113 万 6,000 円減額し、1 項・共同事業交付金の補正後の総額を 5,174 万 8,000 円としております。

9 款・繰入金、1 項、1 目・一般会計繰入金は、各節のとおり 114 万 7,000 円増額し、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 1,948 万 1,000 円。2 項・基金繰入金は、医療給付費等の上昇に伴い財源不足となりましたので、国保財政調整基金から 1,899 万 9,000 円繰り入れを行い、2 項・基金繰入金の補正後の総額を 1,900 万円としております。

次に歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費で各節のとおり 20 万 2,000 円減額し、1 項・総務管理費の補正後の総額を 362 万 7,000 円としております。

2 款・保険給付費、1 項・療養諸費、1 目・一般被保険者療養給付費を 1,900 万円増額。2 目は財源組替。3 目・一般被保険者療養費 35 万円増額。4 目・退職被保険者等療養費を 6 万円減額し、1 項・療養諸費の補正後の総額を 2 億 6,641 万 4,000 円。2 項・高額療養費、1 目・一般被保険者高額療養費は 120 万円増額し、2 項・高額療養費の補正後の総額を 3,791 万円。4 項・出産育児諸費は 42 万円減額し、4 項・出産育児諸費の補正後の総額を 126 万 1,000 円としております。

5 款、1 項、1 目・後期高齢者支援金は 24 万 3,000 円減額し、1 項・後期高齢者支援金の補正後の総額を 5,772 万 8,000 円といたしました。

6 款、1 項、1 目・介護納付金は 15 万 4,000 円減額し、1 項・介護納付金の補正後の総額を 3,121 万円としております。

7 款、1 項・共同事業拠出金、1 目・高額医療費拠出金を 302 万 9,000 円減額。2 目・保険財政共同安定化事業拠出金を 465 万 9,000 円減額し、1 項・共同事業拠出金の補正後の総額を 5,813 万 4,000 円としております。

8 款・保健事業費、2 項・健康管理センター事業費、2 目・保健指導事業費を 4 万 5,000 円増額し、2 項・健康管理センター事業費の補正後の総額を 415 万 3,000 円としております。

9 款、1 項、1 目・特定健康診査・特定保健指導費は 58 万 3,000 円減額し、1 項・特定健康診査・特定保健指導費の補正後の総額を 726 万 9,000 円としております。

12 款・諸支出金、3 項・繰出金、1 目・直営診療所設備勘定繰出金は 9 万 1,000 円増額し、3 項・繰出金の補正後の総額を 809 万 1,000 円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・国民健康保険税

ありませんか。

伊藤議員

**9 番（伊藤忠之）** これはですね、保険税も 500 万ほど減額になっております。これは住民課長が実績の分と言われればそれまでなんですけども、この 500 万の減額をどのように捉えていますか。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** この国民健康保険税につきましては、最終の収納率を 97.5%というふうに見込んで予算を計上させていただいております。昨年度と変わらないような状況かなと思ってるんですが、これについても当初予算の説明でありましたように、少しでも収納率を上げるために 5 月いっぱいまでは、出納閉鎖期間中までは、精一杯努力をしてですね、少しでも滞納者が減るように、未納者が減るように、そういう努力をしていきたいと考えております。

**議長（立石隆教）** ほかにございませんか。

第 1 款、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、第 3 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第4款・療養給付費交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第5款・前期高齢者交付金

浦 議員

7番（浦 英明） これは24年度よりも倍近く増えてるんですけども、この内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この前期高齢者交付金につきましてはですね、支払基金というところがございまして、そちらのほうから高齢者の人数あるいは前期高齢者にかかる医療費といったものを推計しながら算定するものでございます。従いまして、町のほうではなかなか根拠というのが掴みづらいんでございますけども、全体的に医療費が上がってるというような根拠のもとで、こういう金額になったものと考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） これはちょっと答えにくいということで、全体的にとこういうふうな説明でありましたけども、もう少し詳しく説明していただけませんか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この部分についての詳細な資料が、ちょっと手元にありませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第6款・県支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第7款・共同事業交付金

浦 議員

7番（浦 英明） 先ほどは、これは増のどこやったんですけども、今回は減になってますけども、24年度比ばかり言って申し訳ないんですけどもですね、1目も2目も約1,000万ぐらい減ってるわけなんですね、24年度に比べまして、これについても内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

確かに平成24年度と比較いたしますと、共同事業交付金が2,000万ぐらいということと、下のほうの保険財政共同安定化事業交付金が5,100万ぐらいですので、議員さんがおっしゃられるような部分でございます。これにつきまして国保連合会のほうで、過去3年間の高額医療費といったものを調査しながら、国ベースですと、80万円以上とか、下のほうが県ベースで30万円以上、そういったレセプトを抽出して、それにあてはまるような算式で算定して、国保連合会のほうから通知がございます。これで受け入れて、最終的にはまた拠出金で出すというような仕組みになっておりますので、そういう分でなかなか、詳しい数字の根拠というものが分かりにくいというようなところがございます。

したがって、大変申し訳ないんですが、現段階で答えられる部分についてはそういうような状況でございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・繰入金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第2款・保険給付費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第5款・後期高齢者支援金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第6款・介護納付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第7款・共同事業拠出金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次へ移ります。

第8款・保健事業費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次へ移ります。

第9款・特定健康診査・特定保健指導費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次へ移ります。

第12款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 先ほど保留してた答弁について、もう答えられますか？

住民課長

**住民課長(吉元勝信)** 先ほど、前期高齢者の積算の部分で保留をしておりましたので、答弁をさせていただきます。

この計算式といいますのが、平成23年度の前期高齢者給付金給付額1億6,039万程度なんですけども、これに平成24年度の全保険者の給付費伸び率1.09808、それから65歳から74歳の被保険者数、そういう按分率をかけて、この算式が6,399万かけるの423名割るの全保険者1,214名、そういったものの出た値にですね、加入者調整率0.41150、そういったものをかけてですね、こういうような数字になりますので、なかなかこれを例えば町単独で予測するとか計算するとかっていう方法が難しいので、大変申し訳ないんですが、支払基金から来た数値をそのまま使わせていただいているというような現状でございます。

**議長(立石隆教)** ただいまの答弁で質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 27 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 27 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 54 分 —  
— 再 開 午 後 3 時 3 分 —

**議長(立石隆教)** 再開します。

**日程第 10、議案第 28 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 28 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明をいたします。

このたびの補正は、全体の最終見込みに係る調整でございまして、歳入では国・県及び各種交付金等の変更申請によります額の調整及び一般会計繰入金が増額、一方、歳出では、保険給付費の実績と見込みによる調整が主なものでありまして、予算書 1 頁、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 208 万 8,000 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 988 万 9,000 円とするものでございます。

詳細については担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** 住 民 課 長

**住民課長(吉元勝信)** それでは、事項別明細書 7 頁から説明をいたします。

歳入では、4 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・介護保険給付費負担金を 122 万 6,000 円増額し、1 項・国庫負担金の補正後の総額を 6,736 万 8,000 円としております。2 項・国庫補助金、1 目・調整交付金を 126 万 6,000 円減額。

3 目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を 2 万 2,000 円減額。  
5 目・事業費補助金を 11 万円増額し、2 項・国庫補助金の補正後の総額を 4,942 万 3,000 円としております。

5 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費負担金を 153 万 8,000 円減額し、1 項・県負担金の補正後の総額を 5,508 万 8,000 円としております。3 項・県補助金、2 目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を 1 万 1,000 円減額し、3 項・県補助金の補正後の総額を 168 万円としております。

6 款、1 項・支払基金交付金は、1 目・介護給付費交付金 399 万 2,000 円減額。  
2 目・地域支援事業支援交付金を 47 万 8,000 円減額し、1 項・支払基金交付金の補正後の総額を 1 億 1,041 万 6,000 円としております。

7 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金を 66 万 2,000 円増額。4 目・その他一般会計繰入金を 59 万 6,000 円増額し、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 5,686 万 8,000 円に、2 項・基金繰入金、2 目・介護保険給付費準備基金繰入金は 239 万 9,000 円増額し、2 項・基金繰入金の補正後の総額を 239 万 9,000 円としております。

9 款・諸収入、5 項・サービス収入、1 目・予防給付費収入は 22 万 6,000 円増額計上し、5 項・サービス収入の補正後の総額を 233 万 2,000 円としております。

次に歳出ですけれども、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費で 22 万 1,000 円増額し、1 項・総務管理費の補正後の総額を 79 万 5,000 円としております。

2 款・保険給付費、1 項、1 目・介護サービス等諸費を 410 万 6,000 円増額し、1 項・介護サービス等諸費の補正後の総額を 3 億 2,578 万円としております。2 項、1 目・介護予防サービス等諸費は 374 万円減額し、2 項・介護予防サービス等諸費の補正後の総額を 2,604 万円に。3 項・その他諸費は 1 目・審査支払手数料を 1 万円増額し、3 項・その他諸費の補正後の総額を 35 万円に。4 項・高額介護サービス等費、1 目・高額介護サービス費を 48 万円増額し、4 項・高額介護サービス等費の補正後の総額を 1,063 万円に。5 項・特定入所者介護サービス等費、1 目・特定入所者介護サービス費を 80 万円増額し、5 項・特定入所者介護サービス等費の補正後の総額を 2,024 万円としております。保険給付費につきましては、1 月までの実績に今後の推計を加えたものを見込み計上しております。

5 款・地域支援事業費、1 項、1 目・介護予防事業費は 53 万 9,000 円減額し、1 項・介護予防事業費の補正後の総額を 470 万円に。2 項・包括的支援事業・任意事業費、1 目・包括的支援事業費を 30 万 6,000 円増額、5 目・任意事業費は 55 万円減額、6 目・介護予防サービス計画費は 53 万 1,000 円減額し、2 項・包括的支援事業・任意事業費の補正後の総額を 1,007 万 7,000 円としております。

7 款・諸支出金、1 項、1 目・償還金を 265 万 1,000 円減額し、1 項・償還金の補正後の総額を 590 万 9,000 円としております。

これらは前年度の国・県支出金、支払基金負担金の精算返還にかかるものです。

以上で内容説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、第 5 款・県支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、第 6 款・支払基金交付金 **伊藤議員**

**9 番（伊藤忠之）** 1 目の介護給付費交付金。これが 399 万 2,000 円。この減額の内容の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

この部分につきましては、支払基金交付金ということで、支払基金が国保と同様に算定を行うようになっております。これが 3 月から 2 月のベースで計算するというようなことですね、過去 2 年分を調整して交付するというようなことで、全体的には介護給付費の 30%、そういったもので計算されるようになっているところでございますけども、実際には、先ほど申しましたように過去 2 年間とか全体的なことを調整する。それとやはり、翌年度に精算での超過とか、そういうものが生じないように、少しきつめの予算立てというようなことが、支払基金のほうからも指示がっておりますので、少し減額をさせてもらったというような状況でございます。したがって、400 万弱の減額というふうなことになった次第でございます。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に、第 7 款・繰入金 **伊藤議員**

**9 番（伊藤忠之）** 繰入金で基金繰入金。介護給付費の準備基金繰入金から 239 万 9,000 円ほど入れてますけども、これは基金の総額は今どれくらいになりますか。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在の状況ですと、753万2,000円程度ございまして、今回239万9,000円を取り崩すというふうになりますと、残りが510万程度になるというような状況でございます。

議長（立石隆教） 伊 藤 議 員

9番（伊藤忠之） それでは、もしも実績に応じてほかの例えば国庫補助とか支払基金が減収になったときに、また基金からもしも繰り入れた場合に、今後、基金の見込みがあるのかどうかお伺いします。どのくらいのペースでいくのか。もしも分かればお願いします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

確かにですね、あと、平成25年度については残りが少ないので、大きく変動するということはないだろうとは思いますが、先ほどご指摘のように、例えば国・県とか支払交付金とかいったものが、こちらの予算で想定している以上に下がったという場合等がある場合には、こういう基金で対応しなければいけないかなというふうなことは思っております。そういうふうになったときには、また再度、補正予算を計上させてもらう必要が出てくるのかなと考えているところでございます。

また、こういうふうに取り崩しといいますか、そういう部分で平成26年度の予算の時にも説明をさせていただきましたけれども、現在750万ぐらいありますけれども、これはもう、一番最初、介護保険が始まる時の準備基金というように積み立てを行った残でございます。したがって、現在もう第5期目に入っておりますので、第6期までそれを引き伸ばさないようにというふうに、国のほうからは指示がきておりますので、できれば第5期のうちに、この基金については消化してしまわなければいけないかなというふうには考えております。それで、万が一これでも足らなくなった場合については、県のほうに介護保険に関する基金がございますので、そちらのほうを借り入れを行って、それに対応するというような最終的な手段がございますので、そういうことで対応していきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにございせんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第2款・保険給付費 浦 議員

7番(浦 英明) 要介護1以上の者への居宅給付がですね、1,158万6,000円というふうに補正されておりますけども、これを24年度と比べますと約1,600万ぐらいですかね、このくらいぐらいの増となるんですけども、この上がった理由というんですか、それを尋ねます。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

議員さんご指摘のように、昨年度と比べますと、かなり大きく伸びているというような現状でございます。その要因と申しますと、対象となる利用者が年々伸びているというような状況でございます。居宅介護という事業につきましてはですね、昨年度が1,112名の方が利用してたというのが今年は1,563名という状況で、かなり伸びているところです。したがって、この部分については予算的にかなり厳しいところが出ておりますので、今回、補正をさせていただいたという状況でございます。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 今後の見込みと言いますかね、これは、ずっとこれ、増え続けるわけですか？というのが、第5期計画の中で24年度がピークで、これは、何て言いますか、認定者ですかね、それから先は少し下がってくるんじゃないかというふうな説明の仕方を、前されたものですから、それについてお尋ねをします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

高齢者の人口につきましては、議員さんがおっしゃられるように平成23年ぐらいをピークに、少しずつ、10人単位と言いますか、そういうような状況で減っているのは間違いございません。ただ、認定者と言いますか、認定率はやっぱり少しずつ上がっているような状況で、現在は19%ぐらいの認定率がございます。したがって、今後も高齢化に伴いまして認定率が上がっていくということになりますと、こういう介護サービスを使う方たちが増えるんじゃないかなという感じでおりますので、状況としては極端な上昇というの、あまり考えにくいのかと思いますけども、徐々にはやっぱり伸びていくんじゃないかなという感じでおります。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 先ほど認定率が19%と言われましたけども、24年度、25年

度、26年度、私の手元にある資料では、これは計画だからそういうふうになるかも分からないけれど、18から17.5に下がるというような計画だったんですね。それで、19%と言われたので、ちょっとびっくりしたんですけどね。それはそれでいいんですけど。25年度の認定者数が216人というふうな、計画ではなっておったんですけど、今度これで今回は25年度終わりますんで、要支援1から要介護5までの認定者数を教えていただけませんか。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

すいません、手元にちょっと資料がございませんので、後ほど答弁をさせていただきます。

**議長（立石隆教）** 保険給付費、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第5款・地域支援事業費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、第7款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 3 時 24 分 —  
— 再 開 午 後 3 時 24 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

先ほどの認定者の数についての答えは、文書であとで議会のほうに提出してください。よろしいですね？

ほかにも質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 28 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立全員です。

したがって、議案第 28 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 11、議案第 29 号、平成 25 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 29 号、平成 25 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

このたびの補正は、最終的な確定に係る調整でございまして、予算書 1 頁、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7 万 8,000 円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 4,259 万円とするものでございます。

詳細については担当より説明させますが、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 住 民 課 長

**住民課長（吉元勝信）** それでは、事項別明細書から内容を説明いたします。

歳入では、1 款、1 項・後期高齢者医療保険料、1 目・特別徴収保険料を 15 万 5,000 円増額。2 目・普通徴収保険料を 16 万 3,000 円増額し、1 項・後期高齢者医療保険料の補正後の総額を 2,030 万 4,000 円としております。

4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・事務費繰入金を 18 万 1,000 円減額。2 目・保険基盤安定繰入金 62 万 7,000 円減額し、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 2,047 万 8,000 円としております。

5 款、1 項、1 目・繰越金は 23 万 7,000 円増額し、1 項・繰越金の補正後の総額を 23 万 8,000 円としております。

6 款・諸収入、2 項・償還金及び還付加算金、1 目・保険料還付金は 1 万円増額し、2 項・償還金及び還付加算金の補正後の総額を 3 万 1,000 円に。4 項、1 目・受託事業収入は 16 万 5,000 円増額し、4 項・受託事業収入の補正後の総額を 152 万 8,000 円としております。

次に歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費を 7 万 6,000

円減額し、1項・総務管理費の補正後の総額を64万5,000円としております。2項・徴収費は2,000円減額し、2項・徴収費の補正後の総額を18万円に。3項、3目・健康診査費は15万9,000円増額し、3項・健康診査費の補正後の総額を139万4,000円としております。

2款・分担金及び負担金、1項、1目・広域連合負担金は33万円減額し、1項・広域連合負担金の補正後の総額を4,017万8,000円としております。

3款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は1目・保険料還付金を1万円増額し、1項・償還金及び還付加算金の補正後の総額を3万1,000円としております。2項・繰出金は、前年度の一般会計繰入金の精算に伴う繰出しで、16万1,000円増額し、2項・繰出金の補正後の総額を16万2,000円としております。

以上で、内容の説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・後期高齢者医療保険料  
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 第4款・繰入金  
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 第5款・繰越金  
繰越金、ありませんか。

この繰越は来年度に繰り越すっていう繰越じゃないんですよ？  
ありませんか？

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第6款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費、ありませんか。

伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** 健康診査費でですね、この金額が少ないんですけども、15万9,000円。この増額の内容の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

これにつきましては、後期高齢者の国保でやっている特定健診、それと合わせて健診を行っているところでございますけども、当初の予定よりも21名増えたために、7,510円×21名分というようなことで、診療所のほうに委託料として支払をしたいと思っておりますので、この分を補正計上させていただいておりますが、この委託料につきましては、広域連合のほうから貰って、丸々診療所のほうに流すというような内容でございます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第2款・分担金及び負担金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第3款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、平成25年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第29号、平成25年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立全員です。

したがって、議案第 29 号、平成 25 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 12、議案第 30 号、平成 25 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長

**町長（西 浩三）** 議案第 30 号、平成 25 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算の内容としては、歳入で渡船事業収入において乗客の増加による増額、国庫補助金及び県補助金の額の決定による計上と、一般会計繰入金  
の減額が主なもので、歳出では嘱託職員の人件費、はまゆうの燃料費の減額が  
主なもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 113 万 5,000 円を減額し、  
予算総額を 5,576 万 5,000 円とするものです。

事項別明細書 4 頁、歳入よりご説明いたしますと、1 款、1 項、1 目・旅客運  
賃収入を各節記載のとおり補正し、1 項・はまゆう営業収入の補正後の総額を  
664 万 8,000 円としております。同じく第 2 項・さいかい営業収入 6 万 7,000 円  
増額し、補正後の額を 145 万 5,000 円とし、2 款、1 項、1 目・渡船事業費国庫  
補助金を記載のとおり 27 万 8,000 円減額し、補正後の 2 款、1 項・国庫補助金  
を 2,523 万円としております。

3 款、1 項、1 目の県補助金は、記載のとおり 25 万 6,000 円を追加し、3 款、  
1 項・県補助金の補正後の額を 506 万円としております。

4 款、1 項・一般会計繰入金を 122 万 8,000 円減額し、補正後の 4 款、1 項・  
一般会計繰入金を 1,428 万 2,000 円としております。

歳出では、1 款、1 項で記載のとおり、人件費の調整で 113 万 5,000 円を減額  
し、1 款、1 項・渡船管理費の補正後の額を 5,229 万 3,000 円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願  
います。

第 1 款・渡船事業収入 伊藤 議員

**9 番（伊藤忠之）** この渡船事業収入につきましては、はまゆうとさいか  
いの営業収入分を旅客運賃収入で、若干ですけれども増額になっております。  
この内容の説明を、はまゆうとさいかい分でお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（尾崎孝三）** お答えいたします。

大島と六島で利用客が大体 460 名増額しております。その分の利用料の増と、当初、離島割引制度ということが発足ということで、野崎につきまして 200 円ということで、観光客を含めて 200 円でしてございましたけど、この観光客につきましては対象外ということで、普通の片道の料金をいただいております。そういうことで利用料が増えたということです。

そして、さいかいにおきます定期におきまして、新たに 1 名計上しております。その定期分の増加でございます。

**議長（立石隆教）** 伊藤議員

**9 番（伊藤忠之）** はまゆうでは 460 名の増と、そして観光客の増ということで考えられますけども、26 年度におきましても観光客の増に繋がるような政策をとって欲しいと思いますけども、その点についてはどのように考えてますか。

**議長（立石隆教）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（尾崎孝三）** お答えいたします。

はまゆうの利用につきましては、アイランドツーリズム協会、観光公社あたりとの連携が充分図られなければ、利用増は見込まれないということで、各会を設けて、利用増に繋がるような、そしてはまゆうのサービスに繋がるような協議会を、こうやって各関係機関と協議を開催していきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** ほかにございませぬか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、第 2 款・国庫支出金

国庫支出金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 3 款・県支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 4 款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第 1 款・渡船事業費

松屋議員

**2 番（松屋治郎）** 燃料費の大幅減の理由は？

**議長（立石隆教）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（尾崎孝三）** お答えいたします。

当初予算で、燃料、重油の値段を 105 円で計上しておりました。ところが入

札で 85 円前後で入札が済んでおります。今は、2 月につきましては予算どおり 105 円で大体見積もりをいただいておりますけど、その分の単価が下がった、見積もりの単価が下がったということで、減額をしております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 30 号、平成 25 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 30 号、平成 25 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立全員です。

したがって、議案第 30 号、平成 25 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 13、議案第 31 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 31 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算では、歳入では診療収入と町債の減額と、それから一般会計繰入金を増額、歳出では賃金と医療機器リース料、診療機械の備品購入、医療材料費の減額計上が主なものでございます。

第1条は、第1表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,486万2,000円を減額し、補正後の総額を4億1,592万2,000円とするものでございます。

第2条は、第2表『地方債補正』のとおり、辺地債の医療機械購入事業等に係る事業費の確定による減額の変更を行うものです。

以上、補正予算の概要でございますが、詳細については担当より説明をしますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 診療所事務長

**診療所事務長（尾野英昭）** それでは、6頁の説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順にご説明いたします。

歳入、1款、1項・入院収入600万円を減額し、補正後の総額を3,982万円に。2項・外来収入につきましては800万円減額し、補正後の総額を2億5,892万5,000円としております。各目それぞれ、11月分までの診療報酬や1月分までの窓口収入の実績と前年度の決算により推計し、減額するものです。

4款、1項・他会計繰入金では185万5,000円を増額し、補正後の総額を6,445万2,000円としております。1目・事業勘定繰入金9万1,000円を増額は、国民健康保険特別会計の特別調整交付金の中のへき地直営診療所分の額の確定によるもので、2目・一般会計繰入金176万4,000円を増額は一般会計の県支出金で、今回補正で上げております離島医師確保補助金287万5,000円と、赤字補填分として繰り入れる額を相殺した金額を補正するものです。

6款・諸収入、2項・受託事業収入、1目・特定健康診査等受託料は、健康管理センターで行います特定健診の実績により、11万7,000円減額し、補正後の総額を789万7,000円としております。

7款、1項・町債では、3頁『地方債補正』に記載のとおり、医療機械器具購入事業で260万円を減額し、補正後の総額を1,330万円としております。

歳出1款、1項・総務管理費、1目・一般管理費は人件費、賃金の減額が主なもので、448万9,000円を減額し、1款、1項・総務管理費の補正後の総額を1億9,217万6,000円としております。

2款、1項・医業費、1目・医業用機械器具費は、在宅酸素リース料の実績見込みと医業機械購入の実績による減額、2目・医薬品衛生材料費は、診療収入の減に伴う医薬材料費の減額が主なもので、1,037万3,000円を減額し、2款、1項・医業費の補正後の総額を2億993万8,000円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・診療収入

診療収入、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第4款・繰入金

浦 議員

7番(浦 英明) 一般会計繰入金ですね、176万4,000円の増額補正は、先ほど説明されておったんですけども、ちょっとよく聞き漏らしたんで、例えば離島医療確保分であるとか、そういうような説明であったと思うんですけども、もう少し詳しく説明していただけないか。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) お答えいたします。

先ほどの一般会計の補正予算のほうで上がっておりました、県支出金の衛生費補助金の中にありました離島医師確保補助金の287万5,000円と、当初から繰り入れてます赤字補填分を111万1,000円減額して、それを相殺した176万4,000円となっております。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) この繰入金は、確か1号補正で1,340万3,000円減額、1,300じゃなくて、いや1,300かな?確か減額があったと思うんですけども、それで今回また176万4,000円増額したとなっておりますんで、これは1号補正は…俺の勘違いかな?ちょっと待ってくださいね。いや、間違いなかな、1号補正で1,340万3,000円の減額しておるわけですね。そして今回また増額しているんで、そこ辺りがちょっと私よく分からなかったんで、そこをちょっと聞きたいんですけど。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) お答えいたします。

先ほどから申します離島医師確保補助金の確定がなければ、赤字補填分だけの111万1,000円の減額で済んだかと思えますけど、その離島医師確保補助金の確定がございましたので、その分を繰り入れないといけなくなった関係で、一応、増額という感じになってます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

繰入金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第6款・諸収入

諸収入、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第7款・町 債

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総 務 費

伊藤議員

9番(伊藤忠之) 1目の一般管理費の中で第7節の賃金。これの臨時雇賃金が374万7,000円減額になっておりますので、この内容の説明をお願いします。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) お答えいたします。

昨年の3月に補助看が1名辞めまして、そのあと募集いたしまして、3回ほど募集したんですけど、結局見つからなかったということと、正職員の看護師が4月から8月まで産休をとりましたんで、その代用の看護師を見つけたんですけど、それも見つからなかったということで、その分の賃金を減額させていただいております。

議長(立石隆教) 伊藤議員

9番(伊藤忠之) 例えば、その看護師のほうでお伺いしますけども、現在、看護師のほうは定員どおり集まっていますか？

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) お答えいたします。

定数8名に対しまして8名おります。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第2款・医 業 費

伊藤議員

9番(伊藤忠之) 2目の医療薬剤です、11節の需用費の中で、先ほど診療所事務長の説明の中で、診療収入の減に伴う医薬品の減という説明がありましたけども、この薬剤費の主なものが分かれば、詳しくは要りませんので、主なものだけで結構です。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) お答えいたします。

この551万の内訳といたしましては、純粋な薬品代としましては800万円の減、あと衛生材料費としましては250万円の増、あと検査用試薬代としましては60万円の減、あと酸素ボンベ代としましては7万円の増、あと血液代としまして52万円の増ということになってます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』について、ご質疑願います。

3頁です。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、平成25年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第31号、平成25年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成25年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第14、町税等の滞納に関する調査特別委員会に付託中の、滞納の現状及び徴収事務の問題点に関する調査についての調査期限の延期についてを議題とします。**

町税等の滞納に関する調査特別委員会に付託中の、滞納の現状及び徴収事務の問題点に関する調査について、平成26年第1回定例会までに調査を終了するよう期限をつけていましたが、同委員会から会議規則第46条第2項の規定によって、6月20日まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、町税等の滞納に関する調査特別委員会に付託中の、滞納の現状及び徴収事務の問題点に関する調査についての調査期限を6月20日まで延期することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

なお、明日は定刻の午前10時から開会します。

どうもご苦労様でございました。

— 午 後 3 時 58 分 散 会 —